

## 令和3年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月29日（金曜日） 議事開始 午前 8時44分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造  
中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 なし

### 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

## 議 題

- 報告第14号 農地等の合意解約について
- 報告第15号 農用地利用配分計画について
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第39号 農用地利用集積計画について
- 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第42号 非農地証明願いについて
- 議案第43号 えびの市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」  
について

事務局長     それではただいまから令和3年10月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長     【あいさつ・・・】

尾山議長     次に委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は27人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、前原委員と田中委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第14号から報告第15号及び議案第37号から議案第43号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長     (議案朗読)

尾山議長     議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第14号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局       議長。

尾山議長     事務局。

事務局       それでは、報告第14号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は8件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年10月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号5番から8番につきましては、売買に伴い、解約するものでございます。

整理番号5番及び6番につきましては、所有者が子どもへ贈与するため、解約するものでございます。

整理番号12番、3ページの整理番号13番につきましては、担い手変更のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長     説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第15号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第15号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年10月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。内訳としましては、計83件、195筆、194,748.9㎡となっております。詳細につきましては、5ページから24ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案説明の前に訂正を2か所お願いいたします。1か所目が34ページの所有権移転整理番号5番の受人と渡人の住所が逆になっていますので訂正をお願いいたします。2か所目は、37ページの所有権移転整理番号10番の渡人の住所が「〇〇市〇〇番地〇〇」と記載されていますが、正しくは「〇〇市〇〇番地〇〇」ですのでご訂正をお願いします。

それでは、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。25ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転12件、貸借1件の合計13件です。申請人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますので

ご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので26ページをご覧ください。

整理番号1番、26ページから27ページをご覧ください。田5筆、2,145㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、967㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。竹下会長代理の掘起しです。

整理番号3番、27ページから33ページをご覧ください。田15筆、畑8筆、計23筆18,527㎡の贈与です。受人の経営面積が0㎡ですが、権利取得後の面積が18,527㎡となるため、下限面積要件を満たします。受人と渡人の関係は、〇〇と〇〇となります。

整理番号4番、畑1筆、414㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。価格が〇〇円となっていますが、渡人が市外であり、管理が難しい事から農地を全て処分していくとの事でこの価格になったとの事でした。34ページをご覧ください。

整理番号5番、田1筆、2,347㎡の贈与です。受人と渡人の関係は〇〇です。

整理番号6番、畑1筆、1,414㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号7番、34ページから36ページをご覧ください。田4筆、畑2筆、計6筆2,873㎡の売買です。価格は訴額〇〇円です。

整理番号8番、田1筆、1,049㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑1筆、930㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。整理番号7番から9番は、渡人が市外のため、管理ができないため、農地を全て処分していくとの事で周辺の農家をお願いして、この価格になったとの事です。37ページをご覧ください。

整理番号10番、田2筆、1,717㎡の売買です。価格は総額〇〇円

です。

整理番号11番、田1筆、1,408㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。38ページをご覧ください。

整理番号12番、畑1筆、225㎡の贈与です。受人と渡人の関係は渡人は受人の亡くなった〇〇の〇〇で〇〇となります。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、ご説明いたしますので39ページをご覧ください。

貸借整理番号1番、田8筆、10,061㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転12件、貸借1件、合計13件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第37号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番及び2番の土地及び申請人「受人」の確認を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 最初に、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。川内川を境に〇〇の〇〇地区と接しています。昨年の水害で被害にあった農地です。基盤整備はされておらず、農地の形状は、あまり良くありません。周辺の状況は、北側は山林、東・南・西側は水田に接しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の作付状況は、毎年、水稻を作付けしていましたが、今年度は昨年の水害のため、何も作付けできない状況でした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、現在、住所が〇〇ですが、親が〇〇自治会で水稻と露地野菜の複合経営の専業農家で後継者となります。地域との調和については、所有農地の管理は、行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願

いいいたします。

次に、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は実施済みで周囲は水田地帯です。農地の形状は、長方形で良好です。日照・接道・用排水は良好です。農地の作付状況は、現在、里芋が作付けされていました。

続いて、受人についてですが、整理番号1番の受人と同一のため、説明は割愛いたします。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いいたします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。字〇〇と〇〇の水田10筆は、同じ場所にあり、基盤整備済みで周辺は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は良好で日照・接道・用排水も良好です。次に字〇〇の5筆の水田も基盤整備済みで周辺は基盤整備済みの水田地帯です。農地の形状は良好で日照・接道・用排水も良好です。次に字〇〇の畑5筆は、基盤は実施されおらず、周辺の状況は、宅地と山林が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で繁殖牛の複合経営の専業農家です。10年前に祖父の後継者として、〇〇から転入して来たとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を岩屋委員にお願いいたします。

岩屋委員 議長。

尾山議長 岩屋委員。

岩屋委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内

にあります。基盤整備は実施されおらず、農地の形状は少し不整形です。周辺の状況は、北・南側は畑、東・西側は山林です。接道・排水は良好です。山林の近くにある割に日照は良好です。農地の作付け状況は、飼料が作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲及び繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者もいらっしゃいます。また、市の認定法人の代表であります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域の奉仕作業等にも参加されている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に34ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形です。登記では1筆ですが、現況は4枚の水田です。周辺の状況は、北・南側は田、東側は山林、西側は農道です。東側に山林があるので朝方は日照不良ですが、その後は概ね日照は良好です。接道は良好ですが、用排水は不良です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の兼業農家です。地域との調和については、受人は兼業農家ですが、営農にも一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いします。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会

内にあります。基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北側は山林、東・南・西側は、畑です。接道は不良ですが、日照・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲と果樹の複合経営の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に34ページの整理番号7番及び36ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を土器委員にお願いします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 それでは最初に整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。字〇〇の田2筆は、基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北側は山林、東側は市道、南側は県道、西側は宅地に接しています。日照・接道・用排水は良好です。同じく字〇〇の畑2筆は、登記では2筆ですが、現況は1枚の畑です。基盤整備はされておらず、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北側は畑、東・南側は田、西側は農道に接しています。日照・接道・排水は良好です。もう一箇所の大字〇〇字〇〇の田1筆は、基盤整備済みで周囲は水田地帯です。農地の形状・日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。農地の形状・日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲

と繁殖牛の複合経営の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地を土器委員に、申請人「受人」の確認を田上委員にお願いします。まず、土器委員にお願いします。

土器委員 議長。

尾山議長 土器委員。

土器委員 それでは整理番号9番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は受人の畑と1枚の畑になっていて良好です。周辺の状況は、北側は山林、東・南側は受人の畑、西側は畑に接しています。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号9番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛の複合経営の専業農家で認定農業者の後継者がいらっしゃいます。受人と渡人の関係ですが、受人の農地に隣接して申請農地があり、以前から農地を採草地として借りていたそうです。権利取得後は、採草地として利用するとの事です。地域との調和については、受人の父親が〇〇自治会在住で〇〇自治会内に所有農地もあり、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に37ページの整理番号10番及び11番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員　それでは最初に整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、接道が非常に狭い農地です。農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北・南・西側は山林、東側は整理番号11番の申請農地に接しています。非常に日当たりが悪く、迫田の湿田となっております。ここ5年ほど耕作はされていない状況です。

次に整理番号11番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、整理番号10番の農地と接していて、東側にあります。山からの湧水を利用して、耕作していましたが、大雨のたびに土砂が流入するなどする湿田であるため、ここ5年ほど耕作されていませんでした。接道が非常に狭く、農地の形状は不整形です。周辺の状況は、北・南側は山林、東側は水路、西側は整理番号10番の申請農地に接しています。日当たりが悪く、迫田の湿田となっております。以上、報告いたします。

尾山議長　次に溝添委員にお願いします。

溝添委員　議長。

尾山議長　溝添委員。

溝添委員　それでは、整理番号10番及び11番の受人について、受人は同一のため、まとめて報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で後継者もいらっしゃいます。権利取得後は、盛土して畑として利用するとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いており、周辺の農家の方々と協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

尾山議長　次に37ページの整理番号12番の土地及び申請人「受人」の確認を田上委員にお願いします。

田上委員　議長。

尾山議長　田上委員。

田上委員　それでは最初に整理番号12番について、ご報告いたします。申請農地

は、〇〇自治会内にあります。申請地及びその周辺の状況は、基盤整備はされていません。周囲は畑で日照・接道・排水は良好です。隣接する畑は受人の畑と一緒に管理されていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家で〇〇が後継者です。受人と渡人の関係は、渡人は受人の亡くなった〇〇の〇〇となります。地域との調和については、地域の除草作業や水路清掃などに参加されており、所有農地の管理も適切に行われている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 次に39ページの貸借整理番号1番の土地を増田委員に、申請人「受人」の確認を山下委員に願います。まず、増田委員に願います。

増田委員 議長。

尾山議長 増田委員。

増田委員 それでは貸借整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてあります。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に山下委員に願います。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 それでは、貸借整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で〇〇の〇〇であります。権利取得後は、水稻として利用するとの事です。地域との調和については、地元自治会長を現在されており、所有農地の管理も行き届いており、周辺の農家の方々と協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願います。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明を願います。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計13件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第37号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

事務局長 議長。

尾山議長 事務局長。

事務局長 一箇所、訂正をお願いします。27ページの所有権移転の整理番号3番の受人の経営状況のところ〇〇が0頭となっておりますが、8頭飼養していますので8頭と訂正していただきますようお願いいたします。以上です。

尾山議長 訂正をお願いします。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第38号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局        それでは議案第38号「空き家に附属した農地の指定について」ご説明いたします。41ページをご覧ください。今月の指定申出件数は1件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。42ページをご覧ください。

                 整理番号1番、畑2筆、747㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況については、全部、遊休化しております。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長        事務局の説明が終わりました。議案第38号については、担当委員が現地確認等をしていただいていますので、報告をしていただきます。整理番号1番について、田上委員をお願いします。

田上委員        議長。

尾山議長        田上委員。

田上委員        それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況については、全部、遊休化してました。以上、ご報告いたします。

尾山議長        説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局        議長。

尾山議長        事務局。

事務局        今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長        ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第38号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

                 (なしと言う者多数あり)

尾山議長        質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第39号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今月の計画件数は所有権移転3件、利用権設定86件、合計89件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は80件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします44ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、12㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、1.974㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、991.73㎡の贈与です。以上、所有権移転3件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。2ページをご覧ください。

整理番号1番、2ページから3ページをご覧ください。田5筆、5,798㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、1,016㎡の賃貸借です。

整理番号3番、3ページから4ページをご覧ください。田4筆、

7, 950 m<sup>2</sup>の賃貸借です。5ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、1, 422 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号5番、5ページから7ページをご覧ください。田6筆、6, 350 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号6番、7ページから9ページをご覧ください。田9筆、11, 256 m<sup>2</sup>の賃貸借です。整理番号7番から同86番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号7番、畑1筆、561 m<sup>2</sup>の使用賃貸借です。10ページをご覧ください。

整理番号8番、畑1筆、1, 351 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、10ページから11ページをご覧ください。畑4筆、3, 649 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、11ページから12ページをご覧ください。畑2筆、1, 973 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号11番、12ページから13ページをご覧ください。畑4筆、4, 078 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号12番、13ページから14ページをご覧ください。畑3筆、1, 735 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号13番、畑1筆、892 m<sup>2</sup>の賃貸借です。15ページをご覧ください。

整理番号14番、畑1筆、357 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号15番、畑2筆、3, 569 m<sup>2</sup>の賃貸借です。16ページをご覧ください。

整理番号16番、畑1筆、631 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号17番、16ページから17ページをご覧ください。畑3筆、

6, 125 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号18番、畑1筆、768 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号19番、17ページから19ページをご覧ください。畑6筆、5,071.91 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号20番、19ページから20ページをご覧ください。畑5筆、3,477 m<sup>2</sup>の賃貸借です。21ページをご覧ください。

整理番号21番、畑2筆、2,418 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号22番、21ページから22ページをご覧ください。田1筆、畑2筆、計3筆3,835 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号23番、22ページから23ページをご覧ください。畑2筆、2,953 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号24番、畑2筆、1,232 m<sup>2</sup>の賃貸借です。24ページをご覧ください。

整理番号25番、田1筆、538 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号26番、畑1筆、535 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号27番、24ページから25ページをご覧ください。畑1筆、971 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号28番、25ページから27ページをご覧ください。畑9筆、10,436 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号29番、27ページから28ページをご覧ください。畑2筆、942 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号30番、28ページから29ページをご覧ください。畑3筆、3,513 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号31番、29ページから30ページをご覧ください。畑4筆、1,909 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号32番、畑1筆、2,993 m<sup>2</sup>の賃貸借です。31ページをご覧ください。

整理番号33番、畑1筆、978 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号34番、畑1筆、2, 661 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号35番、31ページから32ページをご覧ください。畑1筆、713 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号36番、畑2筆、1, 807 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号37番、32ページから33ページをご覧ください。畑1筆、773 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号38番、畑2筆、1, 721 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号39番、33ページから34ページをご覧ください。畑1筆、1, 490 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号40番、畑2筆、2, 497 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号41番、34ページから35ページをご覧ください。畑1筆、507 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号42番、畑1筆、444 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号43番、畑1筆、3, 165 m<sup>2</sup>の賃貸借です。36ページをご覧ください。

整理番号44番、畑1筆、6, 152 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号45番、畑1筆、4, 802 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号46番、36ページから37ページをご覧ください。畑3筆、1, 560 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号47番、畑1筆、405 m<sup>2</sup>の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号48番、畑3筆、2, 573 m<sup>2</sup>の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号49番、畑3筆、2, 662 m<sup>2</sup>の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号50番、畑3筆、2, 469 m<sup>2</sup>の賃貸借です。41ページをご覧ください。

整理番号51番、41ページから42ページをご覧ください。畑5筆、

4, 240 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号52番、42ページから43ページをご覧ください。畑2筆、674 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号53番、43ページから44ページをご覧ください。畑3筆、1,603 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号54番、畑2筆、1,722 m<sup>2</sup>の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号55番、畑2筆、637 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号56番、45ページから47ページをご覧ください。畑5筆、2,697 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号57番、畑3筆、2,008 m<sup>2</sup>の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号58番、畑1筆、1,102 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号59番、畑1筆、1,490 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号60番、45ページから46ページをご覧ください。畑1筆畑2筆、2,497 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号61番、畑3筆、2,776 m<sup>2</sup>の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号62番、畑2筆、672 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号63番、畑1筆、644 m<sup>2</sup>の賃貸借です。51ページをご覧ください。

整理番号64番、畑1筆、1,213 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号65番、畑2筆、570 m<sup>2</sup>の賃貸借です。52ページをご覧ください。

整理番号66番、畑3筆、3,309 m<sup>2</sup>の賃貸借です。53ページをご覧ください。

整理番号67番、畑1筆、1,756 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号68番、畑1筆、2,441 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号69番、53ページから54ページをご覧ください。畑1筆、729㎡の賃貸借です。

整理番号70番、54ページから55ページをご覧ください。畑3筆、2,585㎡の賃貸借です。

整理番号71番、55ページから56ページをご覧ください。畑5筆、1,878㎡の賃貸借です。57ページをご覧ください。

整理番号72番、畑3筆、3,395㎡の賃貸借です。58ページをご覧ください。

整理番号73番、畑1筆、1,313㎡の賃貸借です。

整理番号74番、58ページから59ページをご覧ください。畑4筆、4,275㎡の賃貸借です。

整理番号75番、畑1筆、1,583㎡の賃貸借です。60ページをご覧ください。

整理番号76番、60ページから61ページをご覧ください。田6筆、5,353㎡の賃貸借です。

整理番号77番、田1筆、1,730㎡の賃貸借です。62ページをご覧ください。

整理番号78番、畑2筆、7,787㎡の賃貸借です。

整理番号79番、62ページから63ページをご覧ください。田4筆、2,151㎡の賃貸借です。64ページをご覧ください。

整理番号80番、畑2筆、1,410㎡の賃貸借です。

整理番号81番、畑1筆、573㎡の賃貸借です。65ページをご覧ください。

整理番号82番、畑1筆、1,789㎡の賃貸借です。

整理番号83番、田1筆、843㎡の賃貸借です。

整理番号84番、65ページから66ページをご覧ください。畑2筆、3,844㎡の賃貸借です。

整理番号85番、畑1筆、2,606㎡の賃貸借です。

整理番号 86 番、66 ページから 67 ページをご覧ください。田 1 筆、450 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第 39 号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 39 号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長 　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第 39 号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議案第 42 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

尾山議長 　事務局。

事務局 　それでは議案第 40 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。44 ページをご覧ください。今月の許可申請件数は 2 件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。45 ページをご覧ください。

整理番号 1 番、場所が大字〇〇、田 1 筆、2, 730 m<sup>2</sup>を山林として植林するため、申請するものです。工事期間は令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まででございます。事業費につきましては、杉苗木代

(〇〇本) 〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事です。植林については、自己労力で行うので事業費は発生しません。雨水による排水につきましましては、地下浸透にて処理いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、1,063㎡を太陽光発電施設用地として、申請するものです。工事期間は令和4年2月1日から2月28日まででございます。事業費につきましましては、九州電力電柱工事費負担金〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましましては、雨水枡を設置し、排水路に排水及び地下浸透にて処理いたします。46ページをご覧ください。

続きまして、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は6件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。47ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、883㎡を変電所施設用地として、申請するものです。農地区分は第1種農地となっておりますので、原則転用は不許可となりますが、農地法施行令第11条第1項第2号ホ及び農地法施行規則第37条第1項第1号の規定により、公益性の高い事業（土地収用法その他の法律により、土地を収用し、又は使用することができる事業、土地収用法第3条第1項第17号：電気事業法に一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物）と認められる事から不許可の例外規定に該当します。権利関係は地上権設定による賃貸借です。工事期間は令和3年12月1日から令和5年10月31日まででございます。事業費につきましましては、土地賃貸料年間〇〇円かける23年間で〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましましては、地下浸透で処理いたします。

整理番号2番、場所が大字今西、田1筆、500㎡を一般個人住宅用地

として、申請するものです。農地区分が第1種農地のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定されます集落接続に該当するため、第1種農地の不許可の例外と判断しております。権利関係は贈与です。工事期間は許可日から令和4年3月31日まででございます。事業費につきましては、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、西側排水路に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、968㎡を分譲住宅用地として、申請するものです。分譲住宅用地は、一般基準で原則不許可となりますが、農地区分が第3種農地であるため、農地法施行規則第57条第1項第5号への規定により、不許可の例外と判断しています。権利関係は売買です。工事期間は令和3年12月10日から令和4年3月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、北側市道側溝及び南側排水路に排水いたします。

整理番号4番、47ページから48ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田1筆、656㎡を資材置場として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年12月25日から令和4年1月5日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事です。造成については、自己労力で行うので事業費は発生しません。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理いたします。

整理番号5番及び6番については、同一申請者のため、併せて、ご説明いたします。場所が大字〇〇、畑2筆、607㎡を農家住宅用地として、申請するものです。農地区分が第1種農地のため、原則不許可となります

が、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定されます集落接続に該当するため、第1種農地の不許可の例外と判断しております。権利関係は整理番号5番売買、6番は贈与となり、譲受人と譲渡人の関係は親子となります。工事期間は令和3年12月1日から令和4年5月31日まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側水路に排水いたします。雨水による排水につきましても同様に処理します。

続きまして、議案第35号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。49ページをご覧ください。今月の証明願い件数は6件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。50ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田2筆、115㎡です。ここで一カ所文言の追加がございます。整理番号1番の字〇〇が備考欄で申請理由が山林となります。もう一つの字〇〇が申請理由原野となりますので大変申し訳ありませんが、文言の追加をお願いいたします。

整理番号2番、50ページから51ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田4筆、2,950㎡です。申請理由は原野です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,547㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,894㎡です。申請理由は山林です。

整理番号5番、場所が大字〇〇、畑1筆、5,487㎡です。申請理由は山林です。

整理番号6番、51ページから52ページをご覧ください。場所が大字〇〇、畑1筆、493㎡です。申請理由は山林です。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第40号から第42号については、10月28日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けてまして、10月28日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条2件、農地法第5条6件、非農地証明願い6件、計14件です。それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第40号、農地法第4条、整理番号1番について、ご説明いたします。申請人は自己所有農地である田に杉を植林するため、申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から西に約650mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は山林、南側が自己所有水田に接しています。南側に農地はありますが、日照等影響はなく自己所有農地であるため、農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番について、ご説明いたします。申請人は自己所有農地に太陽光発電施設を建設したく、申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から西に約20mのところに位置します。申請地の状況は、北側は自己所有水田、東・西側は水田、南側は市道に接しています。農地と接していますが、日照等に影響の無いようにし、被害防除対策をすとの事なので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第41号、農地法第5条、整理番号1番について、ご説明いたします。借受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設のための変電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である貸渡人に相談したところ、了承を得たので申請

するものです。場所は〇〇地区でございます。九州電力変電施設の東側に隣接しています。申請地の状況は、北側は国道、東側は農道、南側は水田、西側は九州電力変電施設に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響はなく、被害防除対策をすとの事なので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番について、ご説明いたします。譲受人は一般個人住宅を建築したく、父親である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館から東に約990mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、東側は譲渡人の宅地、南側は譲渡人の農地、西側は農道に接しています。南側に農地がありますが、譲渡人の農地であるので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番について、ご説明いたします。譲受人は市外の不動産事業者でえびの市で分譲住宅用地を造成したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から西に約30mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、東・西側は宅地、南側は農地に接しています。南側に農地がありますが、日照等に影響は無く、被害防除対策も取る事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

整理番号4番について、ご説明いたします。譲受人は市内で鉄工所を営んでいますが、資材置場が手狭になったので適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から東に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北側は高速道路、東・南側は山林、西側は宅地に接しています。周囲に農地がない事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番及び6番については、同一申請者及び同一事業であるため、併せてご説明いたします。譲受人は農家住宅を建築したく、実家に隣接している申請農地の所有者とその南側の農地の所有者である父親に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇公民館の北に隣接しています。申請地の状況は、北側は整理番号5番の譲渡人の農地、東側は整理番号6番の譲渡人の宅地、南側は公民館敷地、西側は市道に接しています。北側に整理番号5番の譲渡人の農地がありますが、境界から離して日照等に影響の無いように建築する事など被害防除対策を行っており、譲渡人も了承している事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

続きまして、議案第42号非農地証明願いについて、ご説明いたします。

まず、整理番号1番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。字〇〇は現況が山林で耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。もう1筆の字〇〇は現況が原野で耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番、3番、4番、5番については、接道が無いなど現地調査が困難及び時間が長くかかる事から事務局が用意した航空写真及び現況写真で判断しました。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が

著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

最後に整理番号6番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要であるが、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地でその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請2件、農地法第5条申請6件、非農地証明願い6件、計14件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第40号から第42号の計14件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 参考までですが、議案第41号農地法第5条申請整理番号1番の変電

施設を建設する計画の事業者の会社の概要などがお分かりであれば、教えてください。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの谷口委員のご質問にお答えいたします。提出された会社の定款でお答えいたします。会社の所在地は、〇〇でございます。主な事業は、環境再生可能エネルギー発電事業、環境エネルギー分野におけるコンサルティング事業、エレクトロニクス関連事業、農産物の生産・管理・加工・販売事業、農業生産にかかる作業委託事業、農業コンサルティング事業などを展開しております。以上でございます。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 先ほど農業に関連した事業をされているとの説明がありましたが、農業の品目、例えば電気を使用してレタスを栽培しているとか、そういった事なのか、お分かりであれば教えてください。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 農業の品目については、分からないところがございます。以上です。

尾山議長 谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員 はい、分かりました。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第40号から第42号に対する第1小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第40号から第42号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第40号及び41号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第42号は、お諮りのとおり決定いたします。次に議案第43号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長補佐 議長。

尾山議長 局長補佐。

局長補佐 議案第43号えびの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）につきまして、ご説明いたします。54ページをご覧ください。本指針は、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、えびの市の農地利用の将来ビジョンを描くものとなっています。具体的には、「農地等の利用の最適化の推進」のため、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」の3つについて、数値目標とその目標達成に向けての具体的な推進方法を定めるものでございます。この指針については、平成29年12月に指針を作成いたしました。委員の改選次期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっておりました。しかし、昨年度、検証・見直しをしていませんでしたので、今回、検証・見直しを行うものでございます。令和6年3月を目標としています。目標数値については、指針に記載していますが、遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地の割合が現時点では1.23%であるところを令和6年3月までに1%を目標としています。担い手への農地の利用集積・集約化については、国が作成した「農林水産業・地域の活力創造プラン」で担い手に対する集積率を80%と定めていますので目標を80%としているところでございます。新規参入促進については、農地法第3条における別段面積、農業振興地域内農用地外の10アール要件で農地を取得された方々の平均から年間7人と設定したところでございます。簡単でございますが、説明は以上となります。皆様のご審議方、よろしくをお願いします。

尾山議長　ただ今、局長補佐より説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

（なしと言う者多数あり）

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間　午前10時50分